パーソナルデータの利用・流通に関する研究会(第7回)議事要旨

■日時:平成25年4月3日(水)14時00分~16時00分

■場所:総務省11階第3特別会議室

■出席者:

〇構成員

堀部座長、辻井座長代理、谷口構成員代理、岩下構成員、岡村構成員、大島構成員代理、菊 池構成員、桑子構成員、関構成員、曽我部構成員、高橋構成員、冨沢構成員、中尾構成員、長 田構成員、新居構成員、古閑構成員代理、安岡構成員、吉川構成員、吉田構成員

Oオブザーバー

川﨑消費者庁消費者制度課個人情報保護推進室政策企画専門官、宮田経済産業省情報経済課課長補佐

〇総務省出席者

阪本政策統括官、谷脇大臣官房審議官、山碕情報セキュリティ対策室長、中村情報通信政策 課融合戦略企画官、小川消費者行政課企画官、神谷行政管理局個人情報保護室副管理官

〇事務局

村上情報セキュリティ対策室調査官、藤波情報セキュリティ対策室課長補佐

■議事要旨:

1. 開会

2. 議事

(1) 論点整理(案)について

事務局より、資料1及び資料2に基づき、論点整理(案)の概要について説明が行われた。

(2) 意見交換

論点整理(案)について、以下のとおり意見交換が行われた。

- IIの「3 パーソナルデータの利用・流通の促進に向けた方向性の提示」に「個人識別性などの特定の個人との結びつきの強弱を容易に判断することが困難」とあるが、どれほどの識別性があるのかを定量的に示すパラメータの検討などが必要ではないか。
- 〇 個人情報保護法2条では、容易照合であれば識別性ありとしている一方、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報法保護法では容易照合性の記載はない。地方公共団体でも条例で各々定義が異なっていることもあり、現状は複雑で、整理が必要であるが、識別性に関する尺度を示すのは難しい。
- Ⅲの「2 保護されるパーソナルデータ」では位置情報なども機微になり得るため、保護すべきとされている。日本では個人を識別すること自体が問題とされているが、本質的にはプライバシーに結びつくことが問題なのではないか。

- 保護されるパーソナルデータの範囲について、個人情報保護法の個人識別性との関係についてもう少し明確にすべきではないか。また、Ⅲの「5 パーソナルデータの利活用のルールの在り方」のコンテキストに沿った取扱いは、個人情報保護法第18条第4項第4号における自明目的の場合に相当するとすればよいのではないか。
- 脚注21について、個人識別性があれば、単純に個人情報保護法の対象になるのではないか。また、Ⅲの「2 保護されるパーソナルデータの範囲」で「継続的に収集される購買・貸出履歴・・・個人を識別することができるようになる可能性が高い」と言い切っているが、必ずしもそうではない場合もあるのではないか。
- 〇 (事務局) 脚注21で個人情報としていないのは、Linkability の問題を念頭に置いたもので、個人を特定できないが特定の端末を識別する ID が個人情報に当たるかどうかは議論がある。ここでは Linkable なデータは保護すべきパーソナルデータとしている。また、履歴情報については、継続的に収集することで個人を識別できる可能性は高くなると考えられる。
- Ⅲの「3 パーソナルデータの性質に応じた取扱い」のパーソナルデータの分類において、「慎重な取扱いが求められるパーソナルデータ」に分類されるデータの中にも濃淡があり、画一的な対応は規定できないため、パーソナルデータが必ずこの3つに分類されるような表現は避け、「その他」を項目として加えるべきではないか。
- 〇 (事務局) 論点整理では、考え方を整理するためにパーソナルデータをプライバシー性の 高低で分類したものである。極めてプライバシー性の高いものと極めて低いものがあり、真 ん中のレベルのものは様々である。「慎重な取扱いが求められるパーソナルデータ」のデー タについて一律的な対応を規定しようとしているものではない。
- 「IV パーソナルデータの利活用の促進に向けた中期的な課題への対応」において、EU から十分な保護であると認定されていないと記載されているが、アピール不足も一因なのでないか。コミッショナー制度はあくまで手段であって、十分性を認めてもらうことが目的であり、必ずしも第三者機関を設けるだけで十分性が認められるわけではないことが分かるようにすべきではないか。
- O EU からの十分性認定について、論点が多々あるのはご指摘のとおりであろうが、やはり、 独立した第三者機関がないことが致命的である。
- Ⅲの「1 基本的な枠組み」に「パーソナルデータの利活用の原則を明確化」とあるが、 原則と例外があると、現場では例外の判断が難しくなる。
- 継続的に収集される履歴は、端末の ID 等に結びつかなくてもパーソナルデータであるとすると、識別可能性があるかどうかで保護されるパーソナルデータに該当するとしているロジックずれるのではないか。なお、全体を通じて、個人情報保護法との関係が不明確ではないか。個人情報保護法の解釈を示すものなのか、それとも別の民間のマルチステークホルダー制におけるルールを示すものなのか。また、Ⅲの「5 パーソナルデータの利活用のルールの在り方」に「同意の撤回」が示されているが、個人情報保護法では無条件な同意撤回は認めていない。データを利用する側からすると無条件で撤回されるとすれば弊害が大きいので、誤解のない記載に変えるべきではないか。

- 〇 (事務局)保護されるパーソナルデータの範囲については、個人識別性を判断基準として、そこに Linkable や端末識別性の話を加えているが、個人情報保護法と別次元の話というわけではなく、個人情報保護法の延長上にあるものと考えられる。個人情報保護法の関係は、完全に整理しきれていないが、ベースラインとして同法を踏まえており、同法に矛盾はしてはいない。同意の撤回については、単に同意ボタンをクリックしたからと言って撤回できないのはおかしいというのが起点で、米国等におけるオプトアウトを意識している。これを厳しくしすぎると EU の忘れられる権利になるが、EU などでは事業者は撤回されても困らないようにしておくべきという議論になっている。同意の撤回の効果については今後議論が必要である。
- Ⅲの「2 保護されるパーソナルデータの範囲」について、スマートフォンを Wifi 経由で使う場合などは、IP アドレスで端末は識別できない。端末の識別性に着目することとして「MAC アドレス等」とした方がよいのではないか。
- 国際的な議論では、個人のアイデンティティそのものはセンシティブデータには含まれない。住民基本台帳訴訟の最高裁判例を参照すると、直接的にプライバシーという表現を用いているわけではないが、基本 4 情報についてはプライバシー情報には入らないという方向性であることが読み取れる。
- Ⅲの「1 基本的な枠組み」の基本理念に、安心安全の理念も含め、「自由の拡大」と、「安心安全」と、「プライバシー」の3つの観点を矛盾することなく達成することを理念としてはどうか。
- IIの「3 パーソナルデータの利用・流通の促進に向けた方向性の提示」に M2M 情報について問題は少ないと書いているが、代表的な M2M 情報は、車のセンサーデータ、スマートメータ、監視カメラなどであり、多くはプライバシーに関係する可能性がある。
- IVの「パーソナルデータの利活用の促進に向けた中期的な課題への対応」に、EU は日本が パーソナルデータの保護を十分に行っていると認定していないこととについて、「速やかな 解消が必要」とあるが、これが「中期的な課題への対応」の中で記載されていることに矛盾 があるように思えるため、記載箇所を変えた方がいいのではないか。
- Ⅲの「7 パーソナルデータ利活用のルールの遵守確保の在り方」において、有識者等からなる機関においては、「利活用のルールに関する判断の提示」について、事例を積極的に提示していくことを検討してほしい。なお、当該機関では、知見を蓄積していくことが重要である。また、例外処理は増えると判断が大変になるので、原則論を示すようにするべき。
- 〇 民間の取組みに任せるとしてもエンフォースメントを含めたルールは必要である。
- 〇 コミッショナー制度と番号法案の附則第6条第2項における特定個人番号保護委員会は 別々のものとするのか、検討するべき。
- O 技術革新への対応のため、コンプライアンスにおいて必要となる透明性と予見性について も検討してほしい。
- 〇 (事務局)透明性と予見性については、マルチステークホルダープロセスでの検討が必要と考えられる。
- Iの「検討の背景」を丁寧に、事業者の関心を呼ぶように工夫して書くべき。

- 技術だけでプライバシーを完全に守るのは難しいため、Ⅲの「6 パーソナルデータの保護のための関連技術の有用性」にあるように制度や運用と平行して進めていくことが求められる。
- Ⅲの「1 基本的な枠組み」におけるパーソナルデータ利活用フレームワークに最小取得原理が入れられているが、これはこれまでの個人情報保護法にはなかった概念で、大きな論点である。

3. 閉会

以上